公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４９６号
静岡県沼津市松長752番地の１グラシア202、前住所静岡県田方郡函南町平井1708番地の１
債務者　小松　慎一
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
静岡県田方郡函南町桑原101番地の７
債務者　ラファッソンこと　小松　　勝
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬野　真志
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
茨城県つくば市館野11番地１　ディアコートつくば305号
債務者　迫田　伸治
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　みずき
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７３４号
神奈川県大和市草柳３丁目16番地16　ウイングマンションベステンス203
債務者　小嶋　明広
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中道　　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月21日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
高知市横浜西町54番５号
債務者　安岡　修一
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５号
高知市横浜西町54番５号
債務者　安岡　治子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８０号
茨城県つくばみらい市長渡呂新田965番地９
債務者　髙橋　　理
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　英子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
川崎市多摩区三田３丁目９番地９　三田マンション102
債務者　石井武雄こと　尹　　太洙
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第９号
川崎市多摩区三田３丁目９番地９　三田マンション102
債務者　石井順子こと　鄭　千代子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成26年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市上田町747番地
債務者　池田　　宏
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０８９号
東京都葛飾区青戸５丁目33―７―201
債務者　西川　庸子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　知子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９７号
埼玉県所沢市小手指元町３丁目10―18　ヴェル・フォーレ北野Ｂ―101
債務者　日向　久夫
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大菅　俊志
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９８号
埼玉県所沢市小手指元町３丁目10―18　ヴェル・フォーレ北野Ｂ―101
債務者　日向　光子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大菅　俊志
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９９号
東京都墨田区緑３丁目１―15―303
債務者　磯邊　浩孝
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　敦朗
4　破産債権の届出期間　平成26年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
東京地方裁判所民事第20部